

15 共生社会の実現と障がい福祉制度等の見直し

1 共生社会の実現に向けた積極的な取組について

【提案内容】

提出先 内閣府、厚生労働省

誰もがその人らしく暮らすことのできる**共生社会の実現**に向けて、国においても、障害者週間における広報などの取組のより一層の充実、不当な差別的取扱いの禁止や合理的な配慮の提供について様々な場面や手法による**普及啓発の強化等**を行うこと。

◆現状・課題

平成28年7月26日に、神奈川県立の障害者支援施設「津久井やまゆり園」において、大変痛ましい事件が発生した。

このような事件が二度と繰り返されないよう、本県では、共生社会の実現に向け、平成28年10月14日に本県議会の議決を得て、「ともに生きる社会かながわ憲章」を策定し、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等のあらゆるメディアを活用して憲章の理念の普及推進に取り組んでいる。取組の中では、事件が発生した日を含む一週間を「ともに生きる社会かながわ推進週間」と位置付け、広報活動を集中的に行うほか、SNSや動画なども活用した憲章の理念の普及啓発などを継続的に実施しており、こうした取組を引き続き行っていくことが重要と認識している。

内閣府の「障害者に関する世論調査」によると「共生社会」を知っている人の割合は、46%程度に留まっている。また、本県の県民ニーズ調査（令和3年度実施）では、障がい者に対して、障がいを理由とする差別や偏見があると答えた人の割合は、79%となっている。

本県では、こうした動向も踏まえ憲章の理念の普及に取り組んでいるところだが、共生社会の実現は本県だけの課題ではなく、国全体、社会全体として取り組むべき普遍的な課題である。

◆実現による効果

共生社会の実現に向けた理念の普及啓発と、障がい者の活動や社会への参加を妨げる障壁（バリア）を取り除くための取組を全国的により一層充実して行うことで、社会全体で障がい福祉への理解が深まることになり、誰もがその人らしく暮らすことのできる共生社会の実現につながる。

Q1. 障害を理由とする差別や偏見があると思うか？	
ある (83.9%)	ない (14.2%)
Q2. 障害者週間を知っているか？	
知らない (76.1%)	知っている (23.9%)
Q3. 共生社会という考え方を知っているか？	
知らない又は言葉だけ (53.3%)	知っている (46.6%)

(内閣府「障害者に関する世論調査」(H29.8)を基に作成)



(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局共生推進本部室、障害福祉課)

2 本人を中心とした「当事者目線」の障がい福祉の実現

【提案内容】

提出先 厚生労働省

どんなに重い障がいがあっても、障がい当事者には必ず意思があるという理解に立ち、本人を中心に、本人の望みや願いを第一に考え、**本人の可能性を最大限に引き出す支援**を行うよう、国においても、これを実現するために必要な次の方策を講じること。

- (1) 強度行動障がいのある障がい者が、集団生活を基本とした障害者支援施設で生活することには限界があり、一人ひとりのペースに合わせたグループホームでの生活が期待されるが、現状の**グループホームでは人員面や設備面など支援体制において不十分な面がある**。そのため、財政的な支援を拡充するとともに、地域生活移行に積極的に取り組む事業者の報酬上の評価を引き上げるなど、地域生活への移行を促進する方策を講じること。

併せて、現在の障害者支援施設は、施設経営者にとって、重度障がい者の施設入所を前提とした報酬体系となっているため、施設外での日中活動による昼夜分離など、**地域生活への移行につながる取組を積極的に評価する報酬体系**に見直すこと。

- (2) 地域生活へ移行した障がい者が、継続して暮らしていくためには、地域の中で障がい者を支える多様なサービスが提供される必要があることから、**複数のサービス提供事業者による日中活動の場や住まいの提供、緊急時の受入等の地域でのネットワークづくりを促進する報酬体系**に見直すこと。
- (3) 平成 29 年にガイドラインが示された障がい者の意思決定支援については、**自治体による意思決定支援の体制整備への財源措置や、意思決定支援に積極的に取り組む相談支援事業所等への報酬上の評価など、さらに取組が広がるよう方策を講ずること。**

◆現状・課題

本県では、令和 2 年度に設置した「障害者支援施設における利用者目線の支援推進検討部会」の報告書において、利用者目線の支援について、「支援者目線の支援ではなく、どんなに重い障がいがあっても、利用者本人には必ず意思があるという理解に立ち、本人の望みや願いを第一に考え、本人の可能性を最大限に引き出す支援を行うこと」とされた。これを受けて、令和 3 年度に、「当事者目線の障がい福祉に係る将来展望検討委員会」を設置し、県立障害者支援施設のあり方を含めた当事者目線の支援の推進方策について検討を行い、3月に報告書が取りまとめられた。

報告書では、当事者目線の障がい福祉の基底を成す考え方として、①個人の尊厳が守られる社会を作る、②本人の自己決定、自己選択を尊重した障がい施策を展開する、③入所施設の役割を転換し、地域共生社会の実現にオール神奈川で取り組むことが示された。このことを踏まえ、本県では、当事者目線の障がい福祉の実現に向け、計画的に実施していく方向である。

当事者目線の支援を進めるためには、地域のサービス基盤をしっかりと整備していく必要があり、特に、強度行動障がいなどの手厚い支援が必要な障がい者へのサービスは、障害者支援施設からの地域生活移行を促進する観点からも重要と考える。また、現在、当事者目線の障がい福祉を推進するための普遍的な仕組みとして、条例の制定に向けた取組を進めているところである。

◆実現による効果

自ら意思を決定することに困難を抱える障がい者が、自らの希望に応じた生活を送ることができ、その人らしく暮らすことができる地域社会を実現することができる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局共生推進本部室、障害福祉課、障害サービス課)

3 障がい福祉施策に係る超過負担の解消

【提案内容】

提出先 厚生労働省

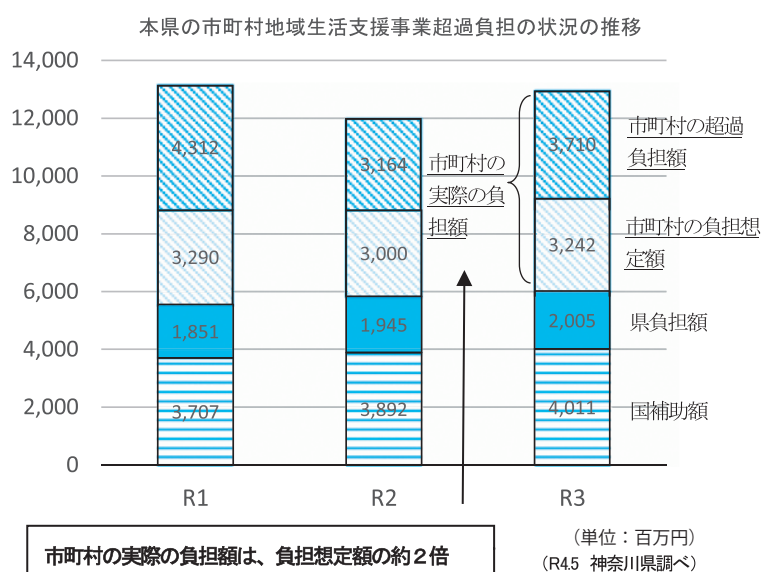
障がい福祉施策における地域生活支援事業について、事業量に見合った予算措置がされておらず、市町村の超過負担が恒常化していることから、国において必要な財源措置を行うこと。

特に、地域生活支援事業に位置付けられた事業のうち、移動支援や日常生活用具給付、地域活動支援センター機能強化事業等の個人向け給付事業は、確実な財源措置がなされるよう、負担金事業とすること。

◆現状・課題

本県における令和3年度の市町村の超過負担額は37億円に達し、特に移動支援や日常生活用具給付、地域活動支援センター機能強化事業等は、市町村地域生活支援事業費に占める割合が高く、超過負担の大きな要因となっており、サービスの維持に支障をきたすおそれがある。

令和4年度の国予算額は総額5億円増額したものの、依然として超過負担解消には至っていない。



◆実現による効果

負担金事業化するなど、確実な財源措置を行うことにより、市町村の財政力に左右されない、安定的なサービス供給が図られる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局障害福祉課)

4 小児・ひとり親・重度障害者医療費助成制度の創設

【提案内容】

提出先 厚生労働省

子育て世帯や重度障がい者の**経済的負担を軽減**し、安心して医療が受けられるよう、国において小児、ひとり親及び身体・知的・精神の重度障がい者への**医療費助成制度を創設**すること。

また、地方単独医療費助成制度の実施に伴う**国民健康保険の国庫負担金の削減措置を直ちに全面廃止**すること。（一部再掲）

◆現状・課題

子育て世帯や障がい者、その家族の経済的負担の軽減に寄与する小児・ひとり親・重度障害者医療費助成制度は、すべての都道府県並びに市町村が単独事業として実施しているが、その実施内容を見ると、地域の財政力などによりサービス水準に格差が生じている。本来、このような医療費助成制度は国民の生命と健康に直接かかわるものであり、国の責務として、全国一律の制度を創設すべきである。

また、現在、地方自治体がこうした助成を行った場合、国保国庫負担金の削減措置が行われているが、平成30年度から、未就学児に限って削減措置が廃止されることとなった。令和2年度、本県の削減額は約42億円であり、市町村の国保財政に多大な影響を与えていることから、直ちに全面廃止すべきである。

◆実現による効果

小児・ひとり親・重度障害者医療費助成制度が全国統一の制度となることにより、地域間の格差が解消される。

また、国による制度創設が行われるまでの間は、国保国庫負担金の削減措置を廃止することで、被保険者の保険料負担及び地方自治体における財政負担の軽減が図られる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局障害福祉課、子ども家庭課、健康医療局医療保険課)